

ふるさと納税 よくある質問と回答

～ ふるさと愛媛応援寄附金 ～

愛媛県総務管理課

ふるさと納税制度

Q1 ふるさと納税制度とは？

A1 ふるさと納税制度とは、平成20年4月の地方税法の一部改正により導入されたもので、納税者が愛媛県などの地方公共団体に寄附した場合、寄附金額の一部が今住んでいる場所で納める個人住民税や所得税から控除される制度です。

個人住民税では、寄附金額のうち2千円を超える額について、個人住民税所得割額の1割を限度として控除されます。また、所得税からの控除もあります。

これにより、実質的に、一定額までの税金を「自らの意思」で「自らのふるさと」に納めることができ、「ふるさとを大切にしたい」、「ふるさとのために何か役に立ちたい」という想いを形にすることができます。

Q2 ふるさと愛媛応援寄附金とは？

A2 ふるさと愛媛応援寄附金とは、ふるさと納税制度の趣旨に御賛同頂いた方からの愛媛県に対する自発的な寄附金のことです。

お寄せ頂いた寄附金は、「愛のくに 愛顔（えがお）あふれる愛媛県」を実現するためのさまざまな事業に活用させていただきます。

Q3 どういった地方公共団体が「ふるさと」として寄附先になるのですか？

A3 出身地や過去の居住地に限らず、自由に都道府県又は市区町村を寄附先として選択することができます。

また、自分の現在居住する都道府県又は市区町村に寄附することもできます。

Q4 県と市町など複数の地方公共団体に寄附することはできるのですか？

A4 可能です。

なお、複数の地方公共団体に寄附を行った場合は、それぞれの寄附金を合算した金額をもとに寄附金控除の額を計算します。

個人住民税の寄附金税制

平成20年4月の地方税法の一部改正において、地方公共団体に対する寄附金税制の見直しが行われ、寄附金額のうち適用下限額を超える部分について、個人住民税から控除されるなど、寄附金控除が拡充されました。

Q5 寄附金控除の具体的な方式は？

A5 所得税については『所得控除方式』（税率がかけられる課税対象所得を減額する方式）です。

個人住民税については『税額控除方式』（税率がかけられた後の納税額を減額する方式）です。

なお、個人住民税の計算方法は次のとおりです。

と の合計額を個人住民税から税額控除

基本控除分(1) [地方公共団体に対する寄附金(3) - 2千円] × 10% (個人住民税所得割の税率)

特例控除分(2) [地方公共団体に対する寄附金(3) - 2千円] × [90% - 0~40%(4)]

(4) 寄附者に適用される所得税の限界税率

なお、の特例控除分については、税額控除前の個人住民税所得割額の1割を限度とします。

- (1) 「基本控除分」とは、地方公共団体、共同募金会、日本赤十字社等に寄附した場合に、居住地の地方公共団体に納める住民税から控除される分をいいます。
- (2) 「特例控除分」とは、上記の基本控除分に加えて、地方公共団体に寄附した場合に限り控除される分をいいます。
- (3) 控除分を算定する場合に、地方公共団体に対する寄附金と、それ以外の寄附金を合わせた額が総所得金額等の30%を超えた場合には、その超えた部分は除かれて算定されることとなります。
- (4) 所得税の限界税率

課税所得金額	税率
195万円以下	5%
195万円超 330万円以下	10%
330万円超 695万円以下	20%
695万円超 900万円以下	23%
900万円超 1,800万円以下	33%
1,800万円超	40%

(留意事項)

控除額は、寄附者の所得や寄附金に応じて異なります。

詳しくは、個人住民税の賦課徴収を行っているお住まいの市区町村の住民税担当窓口にお尋ねください。

Q6 個人が寄附した場合の控除額の計算方法は？

A6 給与収入700万円で夫婦子2人の方が3万円の寄附をした場合を想定し、その世帯の所得税の限界税率を10%、個人住民税所得割額を30万円と仮定した場合の計算例は次のようになります。



1 個人住民税の税額控除額

$$\text{基本控除分} (30,000 \text{円} - 2,000 \text{円}) \times 10\% = 2,800 \text{円}$$

$$\text{特例控除分} (30,000 \text{円} - 2,000 \text{円}) \times 80\% (90\% - 10\%) = 22,400 \text{円}$$

の特例控除分については、税額控除前の個人住民税所得割額の1割を限度

(個人住民税所得割額(このケースでは30万円)の1割は3万円なので限度額の範囲内)

個人住民税の控除額の合計

$$2,800 \text{円} + 22,400 \text{円} = \underline{25,200 \text{円}}$$

$$\text{都道府県民税} : \text{市区町村民税} = 4 : 6 \left(\begin{array}{l} \text{うち都道府県民税分} (\times 0.4) \ 10,080 \text{円} \\ \text{うち市区町村民税分} (\times 0.6) \ 15,120 \text{円} \end{array} \right)$$

2 所得税の所得控除額

$$(30,000 \text{円} - 2,000 \text{円}) \times 10\% = 2,800 \text{円}$$

3 控除額の合計

$$25,200 \text{円} + 2,800 \text{円} = 28,000 \text{円}$$

Q7 寄附金額、寄附金控除の上限、下限はありますか？

A7 寄附金額自体には、上限・下限はありません。

ただ、寄附金控除の対象となる寄附金の総額には、A5にあるように、総所得金額等の30%という上限があるとともに、適用下限額は2千円とされています。

また、特例控除分(A5の2参照)については、税額控除前の個人住民税所得割額の1割が上限です。

Q 8 上限額（個人住民税所得割額の1割）はどうすればわかるのですか？

A 8 あなたが個人住民税を納めている市区町村の住民税担当窓口にて、あなたの課税対象となる所得金額や個人住民税所得割額をお尋ねの上、それを参考に上限額を推計してください。（納税者に通知される「市区町村民税・都道府県民税特別徴収税額の決定通知書」を参考に推計することもできます。）

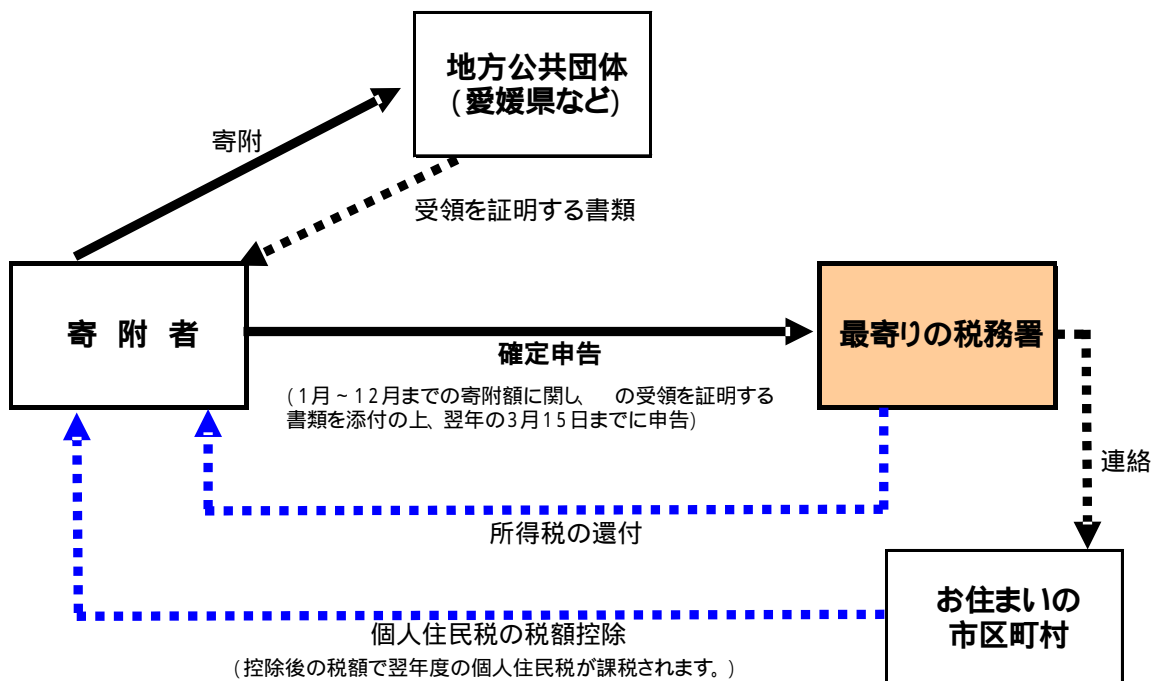
Q 9 寄附金控除の適用を受けるには、こういった手続きが必要ですか？

A 9 所得税（国税）と個人住民税（地方税）の両方の税金の軽減を受けようとする方は、最寄りの税務署で所得税の確定申告が必要になります。

通常は、確定申告を要しない給与所得者についても、寄附金控除を受けるためには、確定申告が必要です。

また、確定申告の際、受領を証明する書類を申告書に添付することが必要ですので、注意してください。

なお、所得税の確定申告をされた方は、税務署からお住まいの市区町村に自動的に連絡がされますので、市区町村へ申告の必要はありません。



Q10 確定申告をしない場合はどうしたらいいのですか？

A10 市区町村に簡易な申告書を提出することにより、個人住民税の寄附金税額控除のみを受けることが可能です。

ただし、この場合、所得税がかかる方は所得税の控除を受けることはできませんので御注意ください。

Q11 2つ以上の地方公共団体に寄附をした場合、どちらの寄附も寄附金控除の対象になるのですか？

A11 寄附金控除の額は、それぞれの寄附金を合算した金額をもとに計算します。

Q12 寄附金の受領を証明する書類の発行は？

A12 寄附金の入金確認後、地方公共団体から寄附者へ寄附金の受領を証明する書類を送付します。

受領を証明する書類は、確定申告時、寄附金控除を受けようとする場合に必要となりますので大切に保管してください。

Q13 今回拡充された寄附金控除は、いつ行った寄附金から適用されるのですか？

A13 平成20年1月1日以後に地方公共団体へ支出した寄附金から対象になります。

Q14 税金が実際に軽減されるのはいつからなのですか？

A14 平成24年1月1日から12月31日までの寄附金は、個人住民税の場合、平成25年度の税金が本来納める税額より減額された上で徴収されます。

また、所得税の場合は、当該平成24年の寄附金は平成24年分の所得税が還付されます。

したがって、N年1月1日から12月31日までの寄附金は、N+1年度分の個人住民税とN年分の所得税がそれぞれ軽減されることとなります。

愛媛県への寄附の方法

1 寄附の申出方法

Q15 寄附の申込み方法は、どうすればいいですか？

A15 寄附金を納付するためには、まず、「寄附申出書」を愛媛県庁総務管理課の寄附金申出先まで、郵便、ファクス又は電子メールのいずれかの方法で提出してください。

Q16 寄附申出書はどこでもらえますか？

A16 寄附申出書は、県ホームページ“ふるさと愛媛応援サイト”からダウンロードすることができます。

また、電話頂ければ寄附申出書を送付いたします。

【寄附申出先】

愛媛県総務部管理局総務管理課

〒790-8570 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

【電話】089 912 2151 【ファクス】089 921 6363

【Eメール】Soumukanri@pref.ehime.jp

【ホームページ】<http://www.pref.ehime.jp/h10100/furusatonoze/frstnz.htm>

2 寄附金の払込方法

Q17 寄附金の払込方法はどのような方法がありますか？

A17 寄附金の払込方法は、現時点では愛媛県の発行する「納入通知書払い」、「クレジットカード払い」又は「現金払い」のいずれかの方法があります。

Q18 納入通知書払いができる愛媛県外の金融機関はどこですか？

A18 次の愛媛県指定金融機関等で納付頂けます。(振込手数料はかかりません。)
伊予銀行、愛媛銀行、愛媛県信連(業務代理を行う農協を含む)
みずほ銀行・三井住友銀行(本店、支店等)
なお、これ以外の大部分の金融機関(ゆうちょ銀行を除く)でも納付できますが、振込手数料を御負担頂くこととなります。

Q19 納入通知書には納入期限が記載してありますが、この期限を経過した場合、納付することはできますか？

A19 納入通知書には、法令の規定により納入期限が記載されていますが、寄附金は、納入期限にかかわらず納入できますので、御都合のよい時に、お近くの金融機関で納入いただきますようお願いいたします。

Q20 クレジットカードによる納付はできますか？

A20 インターネット上の「Yahoo! 公金支払い」を利用したクレジットカードによる寄附の受入れを平成20年12月1日から開始しましたので、御利用ください。



インターネット上の「Yahoo! 公金支払い」を利用してクレジットカードで納付できます。(手数料はかかりません。)
クレジットカード払いは、5千円以上の寄附からご利用できます。
クレジットカードは、VISA、MasterCard、JCBがご利用できます。

寄附申出書を受付後、愛媛県庁から申し出を頂いた方へクレジット決済に必要な情報(「支払番号」及び「確認番号」)を御連絡いたします。

「Yahoo! 公金支払い - ふるさとに寄付しよう! -」の画面から必要事項を入力頂きクレジット決済を行ってください。

Q21 直接、現金を持参しても寄附できますか？

A21 現金をお持ち頂いて寄附頂くこともできます。愛媛県東京事務所、愛媛県大阪事務所、愛媛県庁(総務管理課)に現金受入れ窓口を設置していますので、御利用ください。

3 寄附金の活用施策

Q22 寄附金はどのような事業に活用されるのですか？

A22 お寄せ頂いた寄附金は、次のような事業に活用させていただきます。

活き活きとした愛顔あふれる「えひめ」づくり

- ・愛媛のブランド力向上と販路開拓
- ・魅力ある観光地づくり

やすらぎの愛顔あふれる「えひめ」づくり

- ・未来につなぐ協働のきずなづくり
- ・高齢者がいきいきと暮らせる健康長寿えひめの実現
- ・安全・安心で質の高い医療提供体制の充実

輝く愛顔あふれる「えひめ」づくり

- ・安心して産み育てることができる環境づくり
- ・競技スポーツの振興

やさしい愛顔あふれる「えひめ」づくり

- ・豊かな自然環境と生物多様性の保全

Q23 寄附金を活用してほしい施策を指定できますか？

A23 寄附申出書に記入の際、特に推進してほしい愛媛県の取り組みを選択して頂きますが、具体的な寄附金の活用事業については、県で検討の上決定いたします。

4 寄附金活用の実績報告等

Q24 寄附をすると何か特典があるのですか？

A24 寄附を頂いた方には、知事からお礼のお便りをお送りするほか、希望される方には、県広報紙「愛顔(えがお)のえひめ」の送付をはじめ、県メールマガジン「エヒメール」の登録案内を行います。

また、ふるさと愛媛応援寄附金の寄附者と本県との絆を一層深め、ふるさと愛媛応援寄附金の活性化を図るため平成21年6月1日から「ふるさと愛媛応援者カード事業」を開始しました。

本事業は、年間5千円以上の寄附者に「ふるさと愛媛応援者カード」を交付し、カードを提示した寄附者は、東京の「せとうち旬彩館」や、大阪の「愛媛県観光物産協会大阪支部」での特典のほか、「とべ動物園」、「美術館」など県有施設利用料の割引サービスなどが受けられます。

なお、参加施設や特典内容などの詳細は、県ホームページに掲載していますので、御覧ください。

また、県外在住で年間1万円以上の寄付を頂いた方(個人)には、県特産品(平成24年度は「桜井漆器ボールペン(箱入り)」)をお送りします。

Q25 寄附金の状況や寄附金を活用した事業内容等の実績について報告はあるのですか？

A25 愛媛県に頂いた寄附金の状況や寄附金を活用した事業内容等の実績については、毎年度決算確定後、速やかに県ホームページ等において公表するとともに、寄附を頂いた方に御報告いたします。

Q26 寄附をした人の住所や氏名などは、公表されるのですか？

A26 寄附された方の住所や氏名など寄附申出書に記載された事項は、寄附金の事務処理以外の目的に使用することはありません。また、寄附者に無断で公表することはありません。

ただし、寄附者の個人名を特定しない方法で、寄附金全体の件数や金額、その使いみちなどについては、公表しております。

5 法人からの寄附

Q27 法人もふるさと愛媛応援寄附金に寄附できるのですか？

A27 ふるさと納税制度とは別の寄附控除制度が適用されることとなりますが、寄附して頂くことは可能です。

Q28 法人が寄附した場合の控除額の計算方法は？

A28 法人税額の算定上、寄附金を支出した事業年度で寄附金額の全額を損金算入することができます。

他の法人等への寄附金は、全額が損金算入されない場合があります。

法人税法上、法人の各事業年度の所得の金額は、その事業年度の益金の額からその事業年度の損金の額を控除した金額となります。よって、全額損金算入された寄附金額だけ、法人税法上の申告時の課税所得額が減額されることとなります。

県内各市町への寄附の方法

Q29 愛媛県内の市町へも寄附できますか？

A29 愛媛県への寄附とは別に愛媛県内の市町へも寄附することができます。

寄附の方法や寄附金の活用内容など、詳しくは県ホームページ等に掲載しているそれぞれの市町の担当窓口へお問い合わせください。